

○司会 ただ今より、令和5年度第2回越谷市男女共同参画推進委員会を開催させていただきます。なお、会議につきましては、男女共同参画推進条例第27条第2項に基づき、出席者が過半数に達しているため、会議が成立していることを報告いたします。

まず初めに、会長よりご挨拶をお願いします。

○会長 おはようございます。前回の会議は初回で、少し緊張されていたかと思いますが、今回はぜひ活発なご意見をいただいて、少しでも市に還元できたらと思っておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。それでは、越谷市男女共同参画推進条例に基づきまして、議事進行は、会長にお願いをいたします。

○議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、会議の傍聴について事務局にお伺いします。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者はありません。

○議長 傍聴者はいないので、会議に入ります。

それでは、次第に沿って進めてまいります。まず、協議事項1の令和4年度男女共同参画の推進に関する年次報告書の(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料1、「令和4年度男女共同参画の推進に関する年次報告書(案)」について説明させていただきます。

この年次報告書は、第4次越谷市男女共同参画計画における市の取組状況をまとめ、毎年作成しているものです。男女共同参画の推進には行政だけでなく市民との協働が不可欠であり、そのための情報共有としてこちらの年次報告書を公表いたします。

目次をご覧ください。第1部は、「男女共同参画を推進する市の施策の実施状況」、第2部は、「男女共同参画に関する市の現状」について、市政世論調査の各課の統計資料などを基に作成したデータを掲載しています。

2ページをご覧ください。第4次越谷市男女共同参画計画は、基本計画により令和3年度から令和12年度までの10年間の施策の方向性を示し、実施計画で具体的な事業を明らかにしています。実施計画については、社会経済情勢の変化などに対応するため、前期・後期5年度に分けての計画としています。基本計画は、4つの基本目標ごとに7つの施策の方針を位置づける体系となっております。

3ページから7つの施策の方針について、それぞれ概要と関連事業の数値目標を掲載しています。数値目標については、令和7年度までの目標をあらかじめ設定し、その達成状況を施策の進捗度合いの参考としています。

3ページの表の一番上にあります施策の方針1の数値目標、「越谷市公式ホームページの

男女共同参画ページの年間アクセス件数については、今回、年度途中でシステムの入替えがあったことにより集計ができず、数値を入れることができなかつたものです。

なお、お渡しした資料では、令和3年度が「現況値」、令和4年度が「実績値」という表記になっておりますが、どちらも「実績値」で統一したいと思います。

7ページをご覧ください。令和4年度は、前期実施計画に基づき110事業を実施し、実施状況はそれぞれ実績表にまとめて掲載していますが、まず実績表の見方と評価の流れをご説明します。

7ページに個別事業の実績と様式を掲載しております。①、手段の欄で、男女共同参画の指定に基づく事業目的と手段を明確にし、②、事業の実施内容で令和4年度の実施内容を具体的に記載しています。また、③、活動実績、④、取組の成果では、実績を測るためにあらかじめ設定した指標と目標値、そして目標値に対する令和4年度の実績と実績値を基に評価した達成度を記載しています。

なお、DV被害者の保護件数など、あらかじめ目標を設定することがそぐわない指標については、目標値は「-」の表示とし、実績値のみを掲載しています。

また、数値化できない目標については、指標は設定せずに、説明欄で事業目的に対する取組の成果を説明しています。

8ページをご覧ください。達成度については、中段の目標値に対する達成度のグラフに示すとおり、実績値が目標値の何%であるかを5段階で評価します。その下に例外的な評価、新型コロナウイルス感染症の影響による目標値の変更の説明を記載しています。

今期最初の報告となりました昨年度、評価について見直しを行いました。実施計画において目標を策定した段階では想定していなかつた新型コロナウイルス感染症の拡大という影響を受けた事業については、目標値を変更して評価することとしました。例えば当初の予定どおりの事業が実施できた場合の目標が「100人」であったところ、コロナのための事業実施回数を半分に減らざるを得なかつた場合は、目標値を当初の目標から50%減の「50人」とする。さらに、コロナにより参加自体を見合わせた人が一定数見込まれるのであれば、さらにその分を減ずるといった方法としました。

また、満足度や理解度といった目に見えない結果については、アンケートの集計結果だけでなく、回答内容を分析した結果を加味します。例えば事業内容そのものがよくなかつたのではなく、会場開催からオンライン開催に変更となつたことで、内容に集中できなかつた、資料が見づらかつたということが満足度低下につながつたと考えられるのであれば、目標値や実績値はそのままに、達成度を実情に合わせて変更しています。目標値の変更や例外的な評価をした場合は、その旨を各事業の実績表に記載をしています。例外的な評価をした事業、新型コロナウイルス感染症の影響による目標値の変更を行った事業については、12ページ以降の個別事業の実施状況の一覧表の右側に「☆」をつけております。

7ページに戻ります。⑤、事業の評価で活動指標と成果指標の達成度に基づいて事業を評

価します。評価については、9ページの上段にございます選定評価図に当てはめて判定することを基本としています。例えば活動実績と取組の成果の達成度がそれぞれ4の場合、評価区分はB、概ね順調に取り組んでいると評価します。なお、評価区分については、B評価を及第点と考えております。

そして、7ページ、⑥、認識した課題、課題解決に向けた対応の欄には、事業の課題とその対策についてまとめ、次年度に向け改善に取り組んでいきます。

9ページ、10ページの下段の表に7つの施策における各事業の評価をまとめています。及第点となるB評価以上の事業割合ですが、評価全体では、今年度はA評価94事業、B評価10事業、A、Bの合計104事業、全体の95.4%であることから、計画全体の進捗状況としてはおおむね順調に進んでいると考えています。

なお、評価困難となった事業が1事業あり、110事業のところ、評価実施総数が109事業となっております。今回、評価困難となった事業は、52ページ下段、事業番号68番「介護保険に関する情報提供」です。成果指標をホームページの閲覧数としておりましたが、昨年度途中でシステムが変わったことにより、年間の集計を取ることができなかったことによるものです。

16ページ以降の各事業の取組状況ですが、時間の関係から全ての事業について説明することはできませんので、例外的評価をつけた事業について説明をさせていただきます。

例外的評価をつけた事業は、4事業になります。このうち評価を上方修正した3事業について、まずご説明いたします。32ページ上段、事業番号29番「女性の就業支援事業」、経済振興課の事業です。こちらは、女性の就職支援の一環として、専門のキャリアコンサルタントを配置し、カウンセリングの実施により早期就職の促進を図る事業です。コロナの影響か、活動指標としている相談件数は昨年度と比べて2倍以上になっておりますが、成果指標である就職率は23%となり、昨年度の37%を下回っております。しかし、就業を希望する人と求人アンバランスなど、コロナによる近年の雇用状況が反映されており、事業自体に問題はないと判断したのになります。

次に、40ページ上段、事業番号43番「障がい児介護支援」、子ども福祉課の事業です。こちらは、障がい児の介護者の負担軽減を図ることを目的にした事業です。こちらは、利用登録者数を活動指標としていますが、令和3年度に登録者に意向確認を行い、継続を希望しない人をリストから除くなど、登録者情報を整理したことから、当初目標としていた人数よりも減ってしまいましたが、登録者は昨年度より41人増えていることから、事業自体に問題はないと判断したものです。

次に、47ページ下段、事業番号58番「ファミリーサポートセンター事業の充実」、子ども施策推進課の事業です。こちらは、ファミリーサポートセンターを運営することによって、仕事と育児の両立支援を行う事業です。提供会員数を活動指標としていますが、こちらも継続の意思確認を行った結果、当初目標としていた人数よりも減ってしまいましたが、利用件数は昨年度より315件増えていることから、事業自体に問題はないと判断したものです。

続いて、例外的評価をした事業のうち、評価を下げたものが1つ、28ページ下段、事業番号24番「審議会等への女性の登用推進」、当課の事業です。この事業は、市の審議会等における女性比率を35%に高めることを目標に、審議会等の所管課に対して働きかけを行うものです。割合が少ないと意見を言いにくい、発言しても重要な意見として取り上げられにくいということが生じるのを回避するための取組みです。令和2年度に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、人口における男女の構成比である50%と同程度になるよう、市町村の2025年度までの目標値を40~60%としています。越谷市の現在の目標値である35%もまだ達成できていないという状況であるため、あえて評価を下方修正しております。

次に、77ページ、第2部をご覧ください。男女共同参画に関する市の現状について、施策の方針ごとに関連する統計データを掲載しています。世論調査など毎年同じ調査を行っていない項目もありますので、それぞれの調査における最新のデータを基に作成しています。

主なものをご紹介します。79ページ下段の施策の方針2の(1)「教育・しつけで大切だと思うこと」、令和3年度の市政世論調査を基に作成したものです。ここでは教育・しつけで大切だと思うことによって、性別による比較をしておりますが、「礼儀作法を身につける」「やさしさや思いやりをもたせる」「責任をもたせる」は割合や順位に差はあるものの、男女ともに重視されていることがわかります。しかし、「たくましさをもたせる」の項目で男の子の割合が女の子の約4倍、「忍耐力を養う」は男の子が女の子の約1.7倍、「独立心をもたせる」は男の子が女の子の約1.5倍、反対に「礼儀作法を身につける」は女の子が男の子の1.7倍と性別で大きな開きが見られます。男らしく女らしくという項目を選択した人の割合は少ないのですが、個々の質問においては、無意識に性別により区別しているという実態が見えてきます。この傾向は、前回の平成30年度の調査でも同様でした。

次に、80ページ下段をご覧ください。施策の方針3の(1)、「政治分野における女性の割合」ですが、越谷市議会、埼玉県議会、衆議院、参議院の女性の割合をグラフで示したものです。それぞれ公表されている最新の数値を反映しています。基準日が4月1日になっておりますが、越谷市議会については直近の選挙後の32人名女性10人で31.3%という数字に変わりはありませんでした。

先日、ジェンダーギャップ指数が発表され、日本の順位が過去最低の125位となりました。日本のスコアは横ばいですが、各国が取組を進めているため、順位は下落しています。分野別に見ると、特に政治分野が145か国中138位と世界最低クラスとなっております。昨年の2月にほっと越谷で発行した「みてみてほっと越谷」52号にて、女性議員についての特集を組んでおりますので、興味のある方はご覧ください。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この報告書は男女共同参画を推進する取組の実施状況などについて、市民に公表するために作成するものです。

そこで、審議に当たりましては、表現や構成が分かりやすいものになっているかという視点

と、各事業の取組について、今後、一層効果的に推進する視点からご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、何かご意見やご質問などありますでしょうか。

○委員 62ページ事業番号65番「デートDVの啓発」とありますが、配付だけでは分かりにくいのではないかなと感じています。高校と中学には配付ではなく、講義という形で行って、達成度を評価できればよいのではと思ひます。

○事務局 ほっと越谷では、コロナ前は県立高校に出向きまして、出前講座としてデートDVの講座を行っていましたが、コロナの影響で、学校から依頼がないという状況になっておりまして、現在、啓発紙の配付のみとなっております。

しかし、若者向けの啓発はとても重要だと考えておりまして、事業番号87番の「市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発」では、従前は、DVということで配偶者間の暴力に関するお話を中心に講座を開いておりましたが、ここ何年かは、若年の方にぜひ聞いていただきたいということで、テーマをデートDVに変えて実施をしております。

私どもも、県立高校などにチラシをお持ちしたり、校長会でお話をさせていただく機会に、ぜひこちらの出前講座などを使っていただくようお願いをしており、働きかけは引き続き行っていきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

私は看護学科で教育をしているのですが、コロナ以前、中学校に出向いて大学生がデートDVについてお話をするという機会をいただいていた。その際には、やはり中学生も、初めて聞いた、知らなかったという感想も聞かれましたので、大変貴重な機会だと思ひます。

そのほかにご意見やご質問などありますでしょうか。

○委員 80ページ、施策の方針3の「(2)市の管理職員に占める女性の割合」については、できるだけ能力のある女性の方は、管理職に登用すべきだという発言を以前にもさせていただきましたが、この4月の人事で幸いにも女性の部長が1人実現できました。

こちらの令和4年の15.9%の分母と分子の数字を教えてください。

○事務局 手元にデータを持ち合わせておりませんので、後ほど確認してお知らせをさせていただきます。

(→質問の15.9%は県内市町村全体の割合で、県で集計したデータであるため、人数までは把握できませんでしたが、市の行政職における女性管理職の割合について、令和4年度は15%(51人/340人)、令和5年度は16%(54人/338人)となっております。)

○委員 事務局としては、令和4年度の報告を見て、計画に対する満足度を含めてどうのお考えかお聞かせください。

○事務局 先程の報告書の説明でもあったとおり、事業全体として「おおむね順調に進んでいる」という評価となっており、事務局としても安心しております。しかし、コロナ禍においては事業が予定通り実施できないということもございましたし、生きづらさを抱えた女性の自殺率が

増えたり、困難を抱える女性を支援するための法律が成立して、令和6年4月1日から施行となりますので、この計画の見直しも含めて、市としてまだまだ課題があるなというところですよ。

○委員 今、ご指摘いただいた29ページの事業番号26番「女性職員の人材育成・登用促進」の数字の確認をさせてください。成果指標の実績は「22%」とありますが、先程お話をあつた80ページの「市の管理職員に占める女性の割合」の数字と乖離があるようです。この数字は違うものを指しているということなのではないでしょうか。

○事務局 80ページのグラフは、タイトルにもありますように、「行政職に占める女性の割合」となっておりまして、29ページの事業番号26番は、全ての職種の女性職員になります。病院の医師や看護師など、行政職以外の職種も含まれています。

○議長 今の回答を聞いて、やはり同じような疑問を持つ方もいらっしゃるのではと思いましたので、どこかに注釈を加えていただくのもよいのではないかと思います。ほかにご意見やご質問いかがでしょうか。

○委員 数日前の新聞の人生相談で、DVでひどい目に遭っていると、ある機関に相談したところ、その専門機関の答えが「ご主人をたなごころに乗せるように扱いなさい」というもので、投書の回答者の方は、今もってそういう相談員がいるのかと憤慨しておられました。

被害に遭っている方が全員相談に来るかということでもなく、相談の件数が少ないからいい、ということではないと思います。私は昔、教育関係にいましたが、教育機関あるいは教育委員会に相談された場合、DVについては専門ではなく、どう対処したらいいかという研修の機会は当時ありませんでした。そういう相談を受ける側の勉強の機会をもっと強化できたらいいなと思います。専門で相談を受ける方は、当然経験豊富な方だと思いますし、そういった方たちの研修は、市独自、あるいは県でもやっているのだらうと思いますが、相談を受ける側の研修のようなことが年次報告書ではわかりませんでしたので、その辺はどうなのか教えてください。

○事務局 この後の議事、資料2でDVに関する資料をお出ししておりますが、当市の体制としては、女性・DV相談支援センターという相談機関を設けております。ほかの市町村ですと、婦人相談員として、臨時職員という形で雇用した相談員で対応しているところがほとんどなのですが、当市の場合は、市の委託という形で、専門のNPOの団体に委託をしております。こちらの団体は、長く女性相談、DVの相談を受けているところで、幸いなことに越谷市の場合は、今のところ相談員が頻繁に代わることなく、日替わりで違う相談員が来ることにはなっているのですが、ある程度固定していただいています。心理や福祉、精神保健の資格など、専門の資格を持っておりますので、それぞれの相談員の強みを生かして相談に当たっていただいています。

先ほど新聞の投書についてのお話もございましたが、やはりDVについては長く喧嘩と混同されていた部分がございます、そんなの大したことない、ほかの家でもこんな状況でみんな我慢していますよ、と言われた過去がございます。そういったことから、市の職員を対象として、

階層別研修で、相談を受ける側が不用意な言動でせっかく相談に来られた方を傷つけることがないようにという二次被害の防止を中心に話をしております。新採用研修と、係長級、主幹になったときの研修と、管理職になったときの研修ということで、全職員に対しての研修を実施しております。

先ほどお話をしたセンターの委託をしている専門の相談員ですが、こちらも定期的にスーパービジョンといいまして、さらに知識や経験のある方からの意見の聴取などの研修を受けております。

相談室にも、学校の先生、スクールソーシャルワーカーから、学校にこういう相談があった、というご相談をいただくことがございます。基本的にはDVの相談についてはご本人からのご相談を原則としておりますので、そういった場合には、センターの連絡先をお伝えしまして、こちらにぜひご連絡をいただくようにお伝えいただきたいとお願いをしております。

あわせて、毎年、教職員向けの男女共同参画の啓発として、市内の小中学校の全教職員に対してリーフレットを作成して配っております。毎年テーマを変えており、去年は特にDVについて知ってほしい、DVと児童虐待は深く関係しています、という内容で作成しています。

- 委員 先ほどの例のように、保護者からこういう申し出があった場合、教育委員会の担当を決めておき、いつもそこに校長や教頭から上がってきて、そこがこういう相談機関を紹介するようになった方がいいと思います。
- 事務局 各学校からの情報については、市の教育委員会の指導課・教育センターに集まることになっておりまして、そこからこちらに、こういうケースがあった、こういうのがありそうだけど、どうしたらいいかという連絡が来ますので、関係機関との連携も今後さらに密に取り組んでいきたいと思っております。
- 議長 大変貴重なご意見ありがとうございました。  
そのほかに御質問やご意見など、お願いします。
- 委員 79ページの「教育・しつけで大切だと思うこと」の調査については、どれくらいの年代の方が回答されているのでしょうか。
- 事務局 こちらは令和3年度の市政世論調査になりますが、対象は、市内在住の18歳以上の方となっております、5,000人の方をお願いをして、2,888人の方から回答をいただいております。市政世論調査は、複数の設問を全部まとめて調査をかけているため、この設問について回答した方がどういう年代かまでは、データを持っておらず、申し訳ありません。
- 議長 ほかに何かございましたら、お願いします。
- 事務局 事務局側からの質問です。81ページに、「自治会長とPTA会長に占める女性の割合」を掲載していますが、差し支えない範囲で結構ですが、PTAの現場の中で男女共同参画という部分で何か感じる事など、ご意見いただけるとありがたいのですが。
- 委員 PTA会長に占める女性の割合は、令和5年、令和4年度共に20.5%ですが、女性会長の進出がとて多くなっています。今は男性会長のほうが多いということで、女性PTA会

長会というものを設置して、女性会長同士で意見を言い合う場をつくって活動しております。

○事務局 ありがとうございます。

○委員 私も今、越谷の高校のPTAで広報部長をやっておりますが、PTA会長も女性です。PTA活動というと圧倒的に女性の割合が多くて、各学年男性1人、2人なのですが、会長を選ぶときになると、会長だけは男性になる、というのが上の子の時は多かったです。自治会も圧倒的に女性が多いのですが、会長を選ぶとなると、やはり男性、となることが多いというイメージです。

○委員 私も自治会の役目を8年間やらせていただきました。当時、女性は会計以外おらず、支部長という役目をいただきましたが、やはり嫌われました。女性が役職を務める時の強い風当たりは、男社会では今でも多いです。なかなか女性のなり手がいないのは、そういうことも関係しているのではないかと思いました。

○事務局 先ほど、役職に就くのは男性だという認識の方がまだまだいらっしゃるというお話を伺いましたが、内閣府が調査をしております男女共同参画についての調査で、「男性は、よりリーダー的な役割を果たすべきだ」と考えている人の割合を年代別に出したデータがございまして、やはり年齢が高くなりますと、より男性のほうが役割に就くべきだと考えている方が多いようです。それは、男性だけではなく、女性自身も男性がやるべきと思っている方が多いというデータが出ています。

それから、若年層からの男女共同参画ということで、若い人への取組も積極的にやらなくてはとっております。比較的若い方は、男だから女だからというのは少ないだろうという印象があるのですが、その内閣府の調査を見ますと、実は20代ぐらいの方も男性はこうあるべき、女性はこうあるべきと考える人の割合が多く出ています。こういった背景があるかまでは分析し切れてはいないのですが、やはり周りの環境というのが大きいとっております。そういう考え方の大人が周りにいて成長してきた方だと、そういうのが当たり前だと思ってしまうところがあると思いますので、年齢に関わりなく、いろいろな方に啓発をしていく必要があるとっております。

それから、どうしても男女共同参画といいますが、女性の活躍の推進というところに焦点が当たりがちなのですが、実は男性の生きづらさなどについて考えるのも男女共同参画の役割のひとつになってまいります。

第二部に自殺についてのデータが出ております。このところ、コロナ禍を経まして、女性の自殺率がこれまでよりも増えているという報道が出ています。確かに全体の割合からしますと女性の自殺の割合が増えているのは事実なのですが、それでも依然として男性のほうが自死を選んでしまう方が多いという現状があります。先ほどのジェンダーギャップ指数でもわかるように日本の取り組みはまだまだ足りていない状況ですが、男性も女性も、性別に関わりなく、自分らしく活躍ができることが本来の男女共同参画ということで取り組んでおりますので、ぜひそういった視点からも皆様からのご意見をいただければ大変ありがたく思います。

ちなみに、越谷市の場合なのですが、先日、自殺対策の庁内会議の部会に出てまいりました。越谷市も自殺をされる方の割合が増えているということですが、全国比ですと、男性のほうが多く、男性が6割、女性が4割ぐらいの割合ですが、越谷市の場合、昨年、初めて女性のほうが男性を上回ったということがありまして、来年度、越谷市の自殺対策の計画が新たに策定されるので、新しい計画につきましては、女性の自殺対策というところに力を入れるという話になっています。参考までに、お話をさせていただきました。

- 委員 先ほどの自治会長、PTA会長に関して、女性の割合が少ないのは、色々な問題があるのだと思うのですが、なかなか男性の意識が変わらないからだと思います。私の年代以前の方たちは、いわゆる昔の村みたいなところがあって、顔役が出てきて、賛成、賛成、終わった、終わった、さあ飲もうぜという流れだったのです。そのため、そこに女性が入るとやりにくい、さらに、極端なこと言いますと、女性が何人か入ると、お酌をやらざるを得ないような雰囲気になってしまう。

PTA会長等に女性が少ないというのも、男性も女性も同じ能力であるはずなのに、家庭で担っている仕事量や、何かトラブルがあったときは男のほうが押しが効くとか、威圧的な物言いをして解決してしまうとか、レベルの低い話で進んでいってしまうので、きちんとした会議形式でやっていけば問題はないし、むしろ女性のほうが能力が高いという場合もあります。昔のような意識から変わらないといけないのだと思います。

女性校長の割合が少ないとありましたが、これも同じで、校長職をこなした上、家庭に帰って家族の食事の世話とか子どもや孫の面倒を見ていたら、とてもしんどい。優秀な女性もいっぱいいるのに、家庭のことを考えると、とても管理職はできない。自治会長も無理、PTA会長も無理という話になっていってしまうのではないのでしょうか。家庭の仕事も分担してやっていけば、もっと女性の進出は増えるのではないかと思います。

- 委員 先ほど事務局からの説明で、越谷市の自殺における女性の割合が高くなっているというお話がありましたが、何かその原因はあるのでしょうか。

- 事務局 別の課の所管の会議に出席したのですが、細かい分析はこれからということで詳細は分かりませんが、傾向としましては、独居の方よりも意外なことに同居されている方のほうが自殺をされた方の割合が多い、となっています。

理由としては、家庭のこと、家族関係、人間関係などがあります。男性の場合ですと、特にお仕事、経済的なものが多いと聞いていますが、女性についてはどちらかというと、家族関係や人間関係が大きいと聞いています。

あとは、芸能人の自死のニュースがあると、やはり同年代の方や、同じような悩みを抱えた方から、死んでしまいたいという相談が増える傾向があると、会議の中でも出ていました。

- 議長 まだご発言のない方もいらっしゃいますが、ほかにご意見、ご質問などは、よろしいでしょうか、

ほかにないようでしたら、本件につきましては、いただいたご意見を踏まえて修正した上で、

了承するものとさせていただきたいと思えます。

次に、報告事項といたしまして、越谷市女性・DV相談支援センターについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 資料2、「越谷市女性・DV相談支援センター」についてご説明させていただきます。

市では、DV被害者支援の強化を図るため、平成27年10月に、越谷市女性・DV相談支援センター、越谷市におきます配偶者暴力相談支援センターを開設しております。センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護支援等に関する法律に定められたDV被害者支援の中心的な役割を担う機関といたしまして、DV被害者に対する身近な相談窓口として相談に応じるほか、法的に加害者を引き離す保護命令制度の手続の支援、DV被害者の自立に向けたアドバイスなどを行っております。この配偶者暴力相談支援センターについては、参考にもございますとおり、県内では22市が設置しているという状況です。

続いて、配偶者暴力相談支援センターを設置するメリットについてですが、大きく2つございます。1つ目は、相談窓口の明確化です。設置前におきましても、DV相談の対応は行っておりましたが、専門の相談窓口があることを周知することで、DV被害者の潜在化の防止、迅速な支援につなげられるというところでございます。

2つ目としては、被害者支援の拡充です。例えば保護命令の申し立てや国民年金保険料の減免等、被害者への法的な支援に必要な相談証明書の発行や、関係機関と連携したワンストップ支援など、効率的・効果的な支援を行うことが可能となりました。

また、関係各課の職員に相談室まで出向いていただき手続を行うことで、加害者と鉢合わせするリスクが減り、相談者の負担軽減と安全確保を図ることができます。このことから相談室の場所は非公開とさせていただいております。

裏面に市の支援体制についての図がございますが、センターと所管課である人権・男女共同参画推進課が中心になりまして、複雑化する相談内容への対応を関係各課と連携しながら行っているところでございます。

また、3ページに相談件数についてのグラフがございますが、こちらは相談センター開設からの相談件数の推移を表しております。内訳にあります法律相談が、DVを含む女性からの法律相談に対応するために、毎月1回、女性の弁護士に依頼して実施している事業です。

また、女性相談は、健康面や人間関係の悩みなど、DV被害の女性からの相談です。

令和4年度は、法律相談が26件、女性の悩み相談が474件、DV相談が429件といった内訳になっております。

また、下の折れ線グラフは、証明書発行件数の推移となっております。件数はグラフのとおりですが、昨年度は特に住民基本台帳に係る支援措置に必要となる意見書の発行が113件と、今までで最多の件数となっております。支援措置の期限は、申出から1年ではありますが、1年で問題が解決するということはほとんどありませんので、その更新の方に加え新規の申し出が積み重なっているといった状況です。

今後も引き続き、被害者の方が独りで悩むことなく、相談支援につながるよう、相談窓口の周知はもとより、関係機関との連携を強化しながら、DV被害者支援に取り組んでいきたいと思っております。

資料2の説明は以上です。

- 事務局 今回の資料について、言葉が分かりにくいと思っておりますので、補足をさせていただきます。証明書のところで、支援措置に必要な書類が113件というお話をしましたが、これはDVなどによって加害者から避難をした方が住んでいる場所を住民票などの情報から知られてしまうと、また追いかけてこられたりして危険ということで、住民票等に載ってしまう住所をブロックして加害者には見せないということができる措置で、そのために必要な書類となっております。
- 委員 越谷市女性・DV相談支援センターということは、対象は女性だけなのでしょうか。
- 事務局 女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)という名前になっておりまして、施設設置の根拠がDV防止法になってまいります。DV防止法の位置づけである配偶者暴力相談支援センター、いわゆる配偶者間ですとか、あとパートナー間での暴力のご相談については、性別に関わりなくご相談を受けることができます。

ただ、自分でそれがDVだと気がつかない方も結構多く、女性の方の一般的な悩みの中に、実はDVという原因が潜在化しているのではないかとということがあり、設置当初から、女性からの一般的なご相談に加え、性別に関わりなくDVに関するご相談を受ける施設となっております。

男性のつらいところに寄り添う場所はないのかというご意見もいただいております。県内でも男性相談をやっているところは少なく、埼玉県で月に2回、最近さいたま市が同じように月に2回、男性相談を始めるようになりました。当市におきましても今後男性の相談を受けられる場所の設置について検討を進めている状況でございます。

- 委員 ありがとうございます。女性のDV相談なのかなと受け取ってしまうと、男性がアクセスしにくいかと思ったので、コメントしました。
- 事務局 最近では、今お話にありましたように、センターにご相談に来られる方も明らかに身体的暴力で怪我をされている、殴られて目の周りにあざがあるといった方よりも、モラルハラスメント、モラハラと言われるような言葉や態度で相手を追い詰めるという暴力のご相談がかなり増えていまして、全国的にもそのような傾向があると聞いております。

件数としては、毎年900件近く、DV相談が昨年度429件と件数が出ておりますが、男性もこの中には含まれています。ただ、男性からの相談を受けること自体が年間片手で数えるぐらいというのが実状です。

あとは、どこの支援にも引っかけられない方がいらっしゃるしまして、例えば18歳未満ですと児童虐待ということで子どもの部署、生活保護を受けている方ですと生活福祉、障がいを持たれている方だと障がい福祉と、明らかに別のサービスがある方ですと、ほかのところでも対応ができるのですが、そうではない方の相談窓口が今のところないものですから、こちらの配偶者

暴力相談支援センターでお話を伺うケースが多いのが現状です。

先ほど支援措置の説明をさせていただきましたが、この支援措置というのは、あくまでも何らかの被害に遭われた方が使える制度となっており、DVに限定していません。DVというのは配偶者、元配偶者、あとは同棲、生活を共にしている相手からの暴力となるので、ただ付き合っている相手というのは対象になりませんが、ストーカー、大人の親から大人の子どもに対する暴力、逆に子どもから親に対する暴力などの被害についてもこの支援措置は対応できますので、そのご相談についても、先ほどお話しした他の制度に該当するものがない場合につきましては、男性、女性関わりなく、うちのセンターで対応しております。

委員の皆様でも、もしお近くにそういったご相談がありそうな方がいらっしゃいましたら、ぜひ遠慮なく女性・DV相談支援センターにつないでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 証明書の発行、とありますが、どんな証明書か、内容を簡単に説明してもらえますか。

○事務局 証明書というのは、いろいろな制度を使われる場合に、DVなり何かの被害を受けて避難をしている人だということが公的に明らかにされないと、制度を使うことができないので、その証明をするものです。警察などでも発行ができます。DVに限らず、ストーカー、児童虐待あるいはそれに準ずる何らかの事情によって、公的な機関に相談に行ったことを証明しますということが書かれた証明書になります。

具体的に、どんな話がされたかというのは、この証明書には記載されませんが、この方は支援の必要があります、ということがそれによって証明されるということになります。

○委員 その証明書はどのような効果を発揮するのですか。

○事務局 その証明書があると、まず先ほどお話しした住民基本台帳上の支援措置ができます。通常ですと、住民票など公的な書類はご本人にしかお出しませんが、同居の親族だと委任状がなくても取れたりします。ただ、DVの場合ですと、同居の親族が加害者であることが多いので、同居の親族であっても出さない、あとは加害者が例えば弁護士に委任をして、加害者の代理人である弁護士がその被害者の証明書を取ろうとしたときには、関係者なので出しません、とシャットアウトをすることができます。

あとは、年金の保険料の免除です。この方はこういう事情があつて、生活状況が大変なので、年金の保険料を免除してくださいといった各種の手续に使います。

あとは、住民票を動かさないまま転校の手续が必要な場合などがあると、行政機関などに手续をする際に、この方はこういう事情で避難をしていて、このお子さんたちも一緒に避難をしていて、DV被害者であるがゆえに公にしてはいけない情報があるので、学校で特別な配慮をお願いしますというのを明らかにする効果がございます。

○委員 DVかどうかの判断が難しいなと感じました。例えば夫から1回、2回ビンタをくらったからDVだとすぐ訴える方は少ないのだろうと思いますが、潜在的にDVとなっている方の把握というのは、ここに出てくる数字の何倍もあるのだろうなと思います。

○事務局 おっしゃるように、潜在化しているDVというのが問題になっておりまして、ここに出ている数字はご相談にいらした方の数字のみとなります。今、国のほうではアウトリーチと言いまして、こちらからその可能性がある人のところに出向いていって働きかけをなささいという話も出てはいるのですが、そこまでできる体制になっていないというのが現状でございますので、今は、こういう相談先があるので、ぜひ連絡してくださいというお知らせに注力しています。

先ほどの証明書の話になりますが、証明書はセンターで相談を受けましたという証明であって、この方がDVの被害者ですということを証明するものではありません。何が違うかといいますと、相談機関というのは双方からのお話を聞く場所ではなくて、あくまでもつらいのですと相談に来た方のお話だけを聞くものなので、もしかすると、実際はそうではない可能性もあります。

DVは、一方的な力で相手を押さえつけるという行為と言われています。双方で言いたいことを言って、やり合えるような関係であれば喧嘩ですが、相手方から一方的にやられてしまっている、一方がもう一方をコントロールする関係はDVとなります。ただそれを片方のお話からだけで全て判断することはできません。ご相談に来る方にもお話するのですが、DVかどうか決めてほしいとか、どっちが被害者か加害者か決めてくださいというのは、申し訳ないのですが、このセンターではできず、裁判官にしかその判断はできないという話をしております。あくまでもセンターのほうで証明書を発行するのは、この方からはこういう主訴でご相談があったということを証明します、ということに限られます。相談に来る方も勘違いされている方がいらっしゃるって、相談したから私はDV被害者なのだと言う方も時にいらっしゃるのですが、DVかどうかを決めるところではありません。

○委員 人権擁護委員になり、色々な研修を受けさせていただいているところですが、その中でもDVに関する研修は、非常に重みを感じています。自分ではどうしようもなく苦しんでいらっしゃる方がいっぱいいる中、こうやって越谷市では対応してくださるセンターがあるということは一つ安心材料になるなと感じました。

私は学校現場にいましたが、越谷市ではない学校にいた時、校長室に駆け込んできたお母さんをどう保護したらいいのか、どこに相談していいのか分からないという状況に陥ったこともありました。相談窓口があるということは、一つの命をつないでいくことにもなるのかなと思いました。先ほども、いろいろな課とつながっているという報告を受けて驚きましたがとても大事なことだと思いました。

○議長 私からも1点よろしいでしょうか。資料の1ページの2番の設置の意義のところには相談窓口の明確化とありますが、DVを受けている方が相談したいと思った時に相談先がすぐわかるように、本当に情報を届けたい人に届けるということが大事だと思いました。その周知の方法として、何か具体的なお考えがあれば、お聞かせいただければと思いました。

○事務局 越谷市が中核市であることが影響しているのか分かりませんが、DV相談と検索をすると、上の方に越谷市が出てくるようで、割とほかの市の方からのご相談の電話が入ったりす

ることもあります。DVの相談につきましては、必ずしも越谷市に住民票がなくても受けることはできます。それは、先ほどお話したように、住民票を置いたまま逃げてこられる方もいらっしゃると思いますので、越谷市に住んでいる、体がある、あるいはこれから越谷市に逃げてこようとしているという方のご相談を受けることができます。

届けたい方にどうやって届けるかというのは、なかなか難しいところではあります。女性・DV相談支援センターということで、今のところ越谷市も国もそうですが、女性への暴力をなくすことに力を入れているところで、越谷市では相談先の電話番号が書かれた名刺サイズのカードを作って、市内の公共施設の女性用のトイレに置いてもらっています。

また、併せまして、11月の中旬に女性への暴力をなくす運動ということで、国で一斉にキャンペーンをやっているのですが、その時期には市内の公共施設だけではなくて、越谷市内の駅の女性用のトイレに先程のカードの設置と、ポスターを貼らせていただくという取組みをしています。あとは、大学にも同様のカードやポスターも置かせていただいていますので、若年の方にもぜひそういった相談があれば使っていただければと思っています。

時々学生から、学校で見ましたとか駅のトイレで見ましたと、越谷市内ではない学校に通われている方からご連絡をいただくこともございます。

あと11月の取組のときには、市内のスーパー、イオンをはじめとするいろいろなスーパーのご協力をいただいているところです。

○議長 ありがとうございます。本学のトイレにも置いてありますし、ポスターも確かに貼ってあります。

ほかにこの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、次に進みたいと思います。

(2)の「ほっと越谷の令和4年度事業報告書」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、令和4年度の男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の事業報告をいたします。

「ほっと越谷」は、越谷市の男女共同参画推進の拠点施設として平成13年に開設し、平成21年度からは指定管理者による管理運営をしております。令和4年4月1日からは、新たな指定管理者、街活性室株式会社への管理運営がスタートいたしました。

新たな指定管理者となって1年目である昨年度の事業について報告いたします。お手元に配布しておりますクリーム色の冊子、「ほっと越谷」活動記録レポートが今年度作成した令和4年度の事業報告です。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況ではありましたが、施設内の人数制限や感染症予防対策を徹底した上での講座の開催、また令和3年度に引き続きオンライン講座での開催や、対面とオンラインのハイブリッド講座を導入したりして、予定の事業を全て実施することができました。

先日のミニ講座でもお伝えさせていただきましたが、「ほっと越谷」は学習・情報・交流・相談

の4つの機能を持つ施設となっており、学習事業は主に男女共同参画に関する市民向け講座の開催、情報事業は情報誌の発行やパネル展示、図書貸出しなどによる男女共同参画に関する情報の提供、交流事業は「ほっと越谷」の登録団体間、また登録団体と市民をつなぐ事業の実施となります。相談事業につきましては、先ほどご説明ありましたが、配偶者暴力相談支援センターを平成27年10月に開設したことにより、「ほっと越谷」の事業から切り離し、市の直営として専門事業者への委託として実施しておりますが、「ほっと越谷」としてもDV防止啓発事業や相談機関の案内、相談補助事業として関わっております。

また、女性DV相談のほか、指定管理者、街活性室としてのノウハウを生かした団体相談事業を行っており、団体設立や運営に関する相談事業を実施しております。

まずは、学習事業として実施した26の事業から主なものをご紹介します。6ページをご覧ください。男女共同参画情報を選択・判断する力を育成するメディアリテラシー事業として、「わたしたちはなぜ韓国ドラマにハマるのか？ジェンダー視点から考える」と、興味・関心の得やすい韓国ドラマをテーマとし、ドラマから得られる情報をジェンダー視点で読み解くという切り口でご講演いただき、メディアを主体的に読み解き、考える機会を提供いたしました。

続いて、7ページの女性創業支援セミナーでは、2回連続講座を行い、8ページの女性の起業支援に関する講座では、7ページの女性創業支援セミナーの続きとなる講座を4回行い、計6回の講座を越谷市経済振興課と越谷市商工会議所と共催にて開催いたしました。こちらの講座は、例年人気の講座となっており、この講座の卒業生が登録団体として「ほっと越谷」に登録し、活動を続けていたりもしますが、前年度は、これまでと違い、初の試みとなるオンラインと対面の同時開催を行いました。そのため、どうしても当日、仕事や体調不良等で参加できない場合を除き、育児、介護などで家を出るのが難しくなってしまったといった場合にも、対面参加を予定しておりましたが、当日、急遽オンラインに切り替えるなど柔軟に対応できた結果、それぞれのライフスタイルに適応し、6回講座を最後まで受講する方を増やせたのではないかと思います。

そして、自身の中にある得意なこと、やりたいことを見つけ、起業も視野に入れるといった女性活躍推進の機会を提供することができました。補足なのですが、講座の中で、同世代だったり同じ境遇の女性たちとグループワークをして話していく中で、もしかしたら私の家はモラハラを受けているかもしれないといった気づきを得た女性もいて、そこから相談につながるケースもまれではあるのですが、あるようです。

続いて、10ページご覧ください。性の多様性の理解促進に関する講座は、NHKドラマ「恋せぬふたり」の考証もされていて、他者に対して性的魅力を感じないアセクシャル、かつ他者に対して恋愛感情を抱かないアロマンチックというセクシャリティーを持つ講師にLGBTQに関する基礎知識から、アセクシャル、アロマンチック当事者として感じたこととお話いただき、性的少数者に関する理解を促すことができました。

次に、21ページをご覧ください。男性の男女共同参画推進のための事業につきましては、タ

イトル「俺たちはこのままでいいのか！？～これからの時代を生きる私の価値観アップデート～」としまして、男性限定の講座を開催しました。恋バナ収集ユニットとして数々の恋愛相談から男性性を研究してきた講師に恋バナから見えてきた男性の特徴を講演でお話いただき、肩書や経歴にとらわれない内面の部分を語るワークショップ等を行いました。社会によって男らしさを強いられてきた男性受講者に対して自分自身を見詰め直す機会を提供し、さらにはふだん女性の利用者が多い「ほっと越谷」を男性に知ってもらう機会となりました。

続いて、情報事業ですが、事業報告書の23ページからとなります。「ほっと越谷」では、年2回、情報誌を発行しており、令和4年度は、7月発行の第51号で「パートナーシップ制度」、2月発行の第52号で「なぜ女性議員が増えないのか」をテーマとして取り上げました。こちらの情報誌につきましては、市内公共施設に配架するのと併せて、自治会での回覧もしていただいております。

情報事業につきましては、事業報告書では23ページからとなります。男女共同参画に関する情報発信として、「ほっと越谷」や市役所本庁舎ロビーにおけるパネル展示、図書の貸出しなどを実施しました。

続きまして、32ページからの交流事業ですが、令和4年度は52団体が「ほっと越谷」登録団体として登録され、主に毎年7月に開催しております、36ページからの七夕フェスタの企画運営に関する活動を協働で実施しております。

例年行われております七夕フェスタですが、43ページにございますとおり、オープニングセレモニーでは、新たな試みとして、特別講演を設け、女性初の真打ちとなった落語家三遊亭藍馬さんに、「ありのままの自分らしい生き方」をテーマに講演を行っていただき、最終日の前日には、夕焼けコンサートという名前で、文教大学ジャズ研究会にジャズコンサートを行っていただきました。

そのほか、開催期間中には、登録団体15団体の企画講座があり、その様子は37ページから40ページに掲載してございます。また、24団体の企画パネル展示、企画パネル展示の様子は41ページから42ページにございますが、これらを実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の拡大以前は、毎年1万5,000人から2万人ほどの利用者がありました。大きな集客の要因となっていたのがこの七夕フェスタを北越谷駅前にあるさくら広場で行っていたことにあります。登録団体と協働して行っているこの七夕フェスタですが、テントなどの設営や前日準備が大変であるということから、あと当日の天候に開催が左右されてしまうという懸念点から、令和4年度も今年度もコロナ以前の状況には戻ることなく、さくら広場での開催は見送りとなっております。昨年度は、スタートの年ということもあり、代替となるものを模索しておりましたが、今年度からはほっと越谷ダイバーシティカレッジ事業、通称ほっカレ事業をスタートしました。男女共同参画の視点から様々なテーマで継続して学んでいただくことを目的に開講いたしました。

本日机上にチラシをお配りしていますが、こちらも新たな試みです。「ほっカレ夏のこどもウ

イク2023」、参加してスタンプを集めようというチラシですが、今までやったことのないお子さんを対象とした事業を実施しました。

こちら以外にもコロナ以前の集客を取り戻すために、今年度、次年度と新たな事業を模索中ではありますが、引き続き新たな挑戦に臆することなく検証、改善に尽力してまいります。

報告は以上です。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

ないようですので、本件については以上とさせていただきます。

次に、「その他」となりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 今、「ほっと越谷」からもご案内がありました。机の上に2枚チラシを置かせていただいております。先ほども、なかなか大人の意識を変えるのは難しいという話がありました。子どもの頃からジェンダーですとか男女共同参画に触れてくのがよいのではないかということで、子ども向けの男女共同参画イベントとして、「ほっかれ夏のこどもウィーク2023」という事業を行うことになりました。今年初めてなので、手探りの状況ではありますが、いろいろな講座を設けていまして、お子さん向けに楽しみながら体を動かしたり、何か作ったりという講座を用意しておりますので、お知り合いの方にお伝えいただければ幸いです。

黄色いチラシが、この「ほっかれ夏のこどもウィーク」の中で当課が行う「ジェンダー・クエスト～思い込みの迷宮～<sup>ダンジョン</sup>」という事業で、年長から小学校3年生ぐらいまでのお子さんを対象にしています。クエストということで、クイズですとかこちらからの働きかけ、いろいろな言葉がけなどによって、楽しみながら思い込みのモンスターを倒してみようという企画です。できればたくさんの方に来ていただければと思っておりますので、対象の年齢の方がいらっしゃいましたら、ぜひご応募ください。よろしく願いいたします。

○委員 このように子ども向けに開催することで、親御さんが参加して、図書館にはないような本がそろっている「ほっと越谷」の本を手にとって読むことによって、DV対策などにも役立てられると思うので、とてもこの試みはありがたいと感謝しております。

○事務局 ありがとうございます。先ほどのDVの講座もそうですが、「ほっと越谷」でも出前講座ということで、自治会や学校に出張して講座を開くということを行っております。ご要望があれば、市の職員も全庁的にいろいろな部署から出張講座ということで出ていくことができますので、ご用命がありましたら、ぜひ市役所へお知らせください。

○議長 ありがとうございます。そのほかにご意見やご質問ある方いらっしゃいますか。

○委員 ほっと越谷の登録団体会議は年に2回で、登録団体同士の自由な話合いが持てないということが有志の中で話がありまして、昨年秋、前所長と一度個人的にお話する機会を持ち、コロナ禍で中断していた登録団体交流会の機会が欲しいとお伝えし、そういうことを考えている、課長にも諮っていると伺ったのですが、新所長に引き継がれているかどうかを確認させていただきたいと思っております。

また、3月の市議会で、「ほっと越谷」で登録団体の意思を決定する場所をつくりたい、運営

委員会のようなものをつくったらどうかという質問があり、検討するというお答えでした。今回の報告はほっと越谷の事業のみで、市議会でほっと越谷に関する審議があったということも、ここで話し合うべきではないかと思ひまして、発言させていただきました。

○事務局 交流会につきましては、前年度の所長と皆さんの間で話合いが行われ、増やしていくということで検討するというのは聞いておりましたが、具体的にどういった方向でやるかというのは引継ぎを受けておりませんで、改めてどういったやり方をしていきたいのかというところをお話しさせていただき、また構築していければと思っております。

○委員 お時間をとっていただけるのでしたら、有志と話合いを持って一緒に話すという形でもよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。交流会の件につきましては、話合いの時間を設けさせていただければと思います。

○事務局 市議会の件ですが、年次報告書の説明にもあったとおり、男女共同参画の推進は行政だけでできるものではなく、市民との協働が不可欠であり、「ほっと越谷」の登録団体と協働してやっていこうというところは変わりはないのですが、ただ、実際の運営上で、指定管理者と登録団体の意見交換会は七夕フェスタといったものに特化している部分が多かったので、それ以外でもそういう機会を増やして、よりよい運営や、どう男女共同参画進めていくかというところは、検討ということで答弁させていただいています。

○議長 チラシに関しまして、皆さんのご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

○委員 子どもウィークはすばらしい取組だなと思ひました。子ども会等には配布されていますでしょうか。

○事務局 準備期間が短かったのもあって、今回については少し広報が弱いというところは否めませんが、通常ですと、「ほっと越谷」のイベント情報は「ほっと越谷」のホームページに掲載していますが、今回、当課が参加しているということもありまして、越谷市のホームページと、市のホームページの中に子育て情報だけを集めているところにも載せたり、児童館に少し多めにチラシを配ったりということはさせていただいております。

○議長 ぜひ多くのお子さんに参加していただきたいなと思ひました。

そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

○委員 シティメールですが、私は登録しているので送られて来るのですが、どういう人を対象にシティメールは送られているのですか。

○事務局 市で広域的に広報しているのがシティメールとライン、ツイッター、インスタグラムですが、シティメールとラインについては、登録をしていただいた方に送られます。登録の際、どのジャンルのお知らせを受け取るか、「イベント・講座情報」「災害情報」などご自身で選択することができます。

ラインにつきましても、お友達登録をしていただきますと、配信されるようになっていまして、最近、セグメント配信といいまして、興味のある分野を選んで配信することができるようになり

ました。

必ずしも登録をしなくても情報を集められるという点では、最近、「X」という名前に変わりましたが、公式ツイッターがございまして、情報を発信すると、特定のキーワードで検索をしていただくと情報が引っかかったりします。

それらのツールを使い分けて、どれを使ったら多くの方に情報が届くかというようなところを検討して発信しております。

○議長 そのほか委員の皆様から何かございますか。

ないようでしたら、これで本日の議事は全て終了いたしました。議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

残り5分程度なのですが、お声を聞いていない委員の方、感想で結構ですので、何か一言いただいてもよろしいですか。

○委員 今回参加していろんなことを覚えました。広報等もちゃんと見ているのですが、直接聞くとやはり違うなど感じました。これからもよろしく願いいたします。

○議長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

ここで、議長の務めを終わらせていただきまして、事務局にお返ししたいと思います。

○司会 大変ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、副会長から一言お願いしたいと思います。

○副会長 長時間にわたりお疲れさまです。前期もこの会議はすごく活発な会議で、今期もたくさんのご意見いただきながら、また今後の市政に生かしていただけるのだろうなど、すごく期待を持てる会議だと思っています。

特に、ジェンダー・クエストやこどもウィークなど、今年新たなチャレンジを市でもされているということで、男女共同参画というものを身近に感じられるように、どんどんアップデートしている市の姿勢はすごく期待が持てるなど感じましたので、ぜひ皆さんのご意見も参考にしながら、よりよい市政をつくっていただければと思います。

本日は、暑い中本当にお疲れさまでした。今後ともよろしく願いいたします。

○司会 委員の皆様には長時間にわたりご審議をいただきまして、また議事進行にもご協力をいただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回越谷市男女共同参画推進委員会を終了させていただきます。

なお、本日の会議録につきましては事務局で取りまとめて、おおむね1か月後に皆様へ送付をさせていただきます。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。